

介護保険制度がスタートします

―老後の介護を社会全体で支え合おう―



▲市長がモデルの介護実習
(なんこくボランティアデイ)

本格的な高齢社会が訪れようとしています。老後の最大の不安は、「寝たきりや痴呆になったときどうするか」という介護の問題です。たとえ介護が必要な状態になっても、できる限り自立し、誇り高く生を全うしたいと多くの人は考えています。老後に対するこうした不安を取り除き、少しでも安心して暮らしていただくために新しく生まれたのが「介護保険制度」です。この保険制度は、平成12年4月からスタートします。実施を目前に控え、介護保険の概要をお知らせします。

Q なぜ、介護保険が必要なのでしょう

1、高齢化の進展と要介護者の増加

平成10年4月現在、青国市の人口の20・6%にあたる1万52人が65歳以上の高齢者になっています。これは、全国

平均14・5%より高い水準にあり、本市の場合年間0.5%の割合で増加しています。全国的には平成25年ごろには25%となり、4人に1人が高齢者となります。今後、高齢化が進むにつれて寝たきりや痴呆、虚弱などで、介護を要する高齢者が増えることが予想されます。

2、家族の介護負担の増大

介護の担い手の多くは家族であり、特に女性が85%と多く、また「高齢者が高齢者を介護する」など、その負担は甚大なものがあります。そして寝たきりの長期化、重度化も顕われてきています。

一方、核家族化・少子化の進展は、介護能力を低下させ、また女性の社会進出を阻むことにより、社会構造の変化となってきました。

3、高齢者の介護への不安

総理府が行った老後生活に関するアンケート調査によると、国民の90%以上が、老後の生活に不安を感じていると答えています。不安の中でも特に寝たきりや痴呆になつて介護が必要な状態になることを最大の不安要因としてあげています。

4、現行制度の限界

現在さまざまな福祉サービスを実施していますが、老人

福祉と老人医療が分立しており、利用手続きや利用者負担の不均衡から、総合的にサービスが利用できないことや、要介護者を対象とした施設が少ないため、一般病院への長期入院（いわゆる社会的入院）などの問題を抱えています。

以上のような理由から、介護が必要な高齢者を社会全体で支え合う新しい公的介護保険制度が実施されることになったわけです。

Q 介護保険制度とは

1、制度を運営するのは？
(保険者)

介護保険を運営する（保険者）のは、最も身近な行政機関である市町村が行います。国や県は、財政や事務などの面で市町村を援助します。

2、介護保険に加入する人は？
(被保険者)

この保険制度に加入する人（被保険者）は、40歳以上の全員が対象となり、次の2つに区分されます。

- 65歳以上
(第1号被保険者)
- 40歳～64歳
(第2号被保険者)

3、介護サービスが受けられる人は？（給付対象者）

次のようなときに受けられます。

*要介護状態
寝たきりや痴呆などの介護を必要とする状態

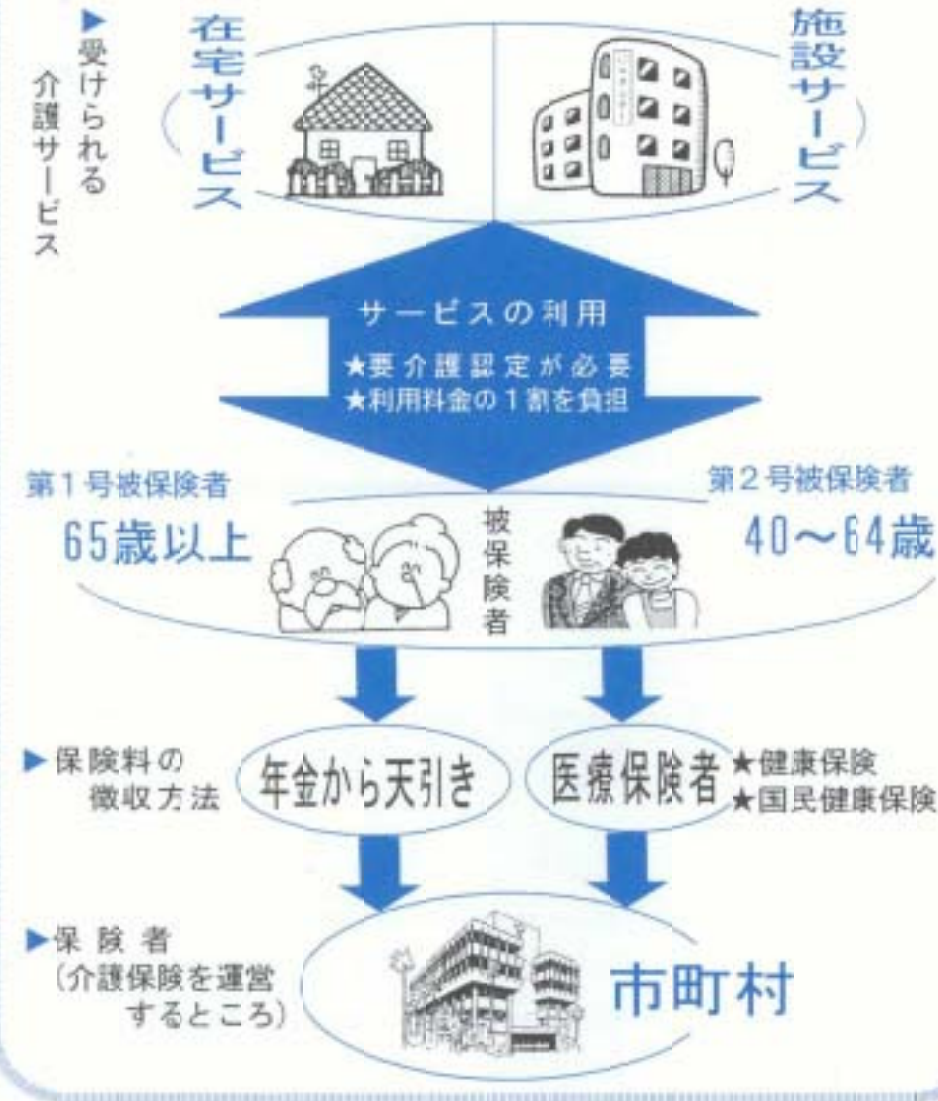
*要支援状態
家事や身支度などの日常生活をするうえで支援が必要な状態
ただし、40～64歳の人は初老期痴呆、脳血管障害などの老化に起因する疾病に限られています。

4、保険料は？

保険料の額の算定とその支払い方法は、次のとおりです。

被保険者	保険料の額の算定	保険料の支払い方法
65歳以上 (第1号被保険者)	所得に応じた保険料となり市町村ごとに設定されます	原則として年金から天引きされます
40～64歳 (第2号被保険者)	加入している医療保険の算定方法に基づいて設定されます (所得に応じた額)	医療保険料と一括して支払いします 健保の場合は 事業主負担あり 国保の場合は 国庫負担あり

介護保険制度のしくみ



これからの取り組み

市では、介護保険制度の実施に向けて、その基本方針となる「介護保険事業計画」を平成11年度末までに策定するよう準備を進めています。今年度は、その準備として計画の基礎となる高齢者実態調査と介護認定モデル事業を合わせて実施します。高齢者実態調査につきましては、すでに7月上旬から調査を実施していますので、ご協力をお願いします。

介護保険で対象となるサービス

	在宅サービス	施設サービス
要介護	<ul style="list-style-type: none"> *訪問介護（ホームヘルプ） *訪問入浴 *訪問看護 *訪問リハビリテーション *日帰りリハビリテーション（デイケア） *居宅療養管理指導（医師・歯科医師による訪問診療など） *日帰り介護（デイサービス） *短期入所生活介護（ショートステイ） *短期入所療養介護（ショートステイ） *痴呆対応型共同生活介護（痴呆性老人のグループホーム） *有料老人ホームなどにおける介護 *福祉用具の貸与・購入費の支給 *住宅改造費の支給（手すり、段差の解消など） 	<ul style="list-style-type: none"> ●介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） ●介護老人保健施設（老人保健施設） ●介護療養型医療施設 <ul style="list-style-type: none"> *療養型病床群 *老人性痴呆疾患療養病棟 *介護力強化病院（施行後3年間）
要介護	*同上（痴呆性老人のグループホームを除く）	●施設入所できません

※サービス内容は市町村で異なります。上記サービスがすべて行われるとは限りません。

5、介護サービスの種類は？
（給付内容）
保健・医療・福祉の総合的な介護サービスが受けられます。左の表のとおり。
「在宅サービス」と「施設サービス」の2つのサービスが受けられます（左の表のとおり）。

在宅サービスでは、介護の必要度（要介護度）に応じて給付額に限度があります。その費用は、月額6万円から29万円程度と見込まれています（平成7年度価格）。またその要介護度は、要支援状態から全面的な介護が必要な過酷な介護状態までの6段階に分かれています。



6、介護サービスを受けるには？（保険給付の手続き）

介護サービスを受けるためには「要介護認定」を受ける必要があります。その手順は次のとおりです。
①要介護認定申請書の提出
②申請に基づき、本人の日常生活の状況について調査（かかりつけ医師などの意見書の提出を求めます）

③これらを参考に、保健・医療・福祉の専門家により構成される「介護認定審査会」が審査および判定を行う。
④この結果に基づき、市が「要介護認定」を行う。
⑤介護サービスの給付が受けられる。

②介護支援専門員による介護サービス計画の作成
どの介護を利用するかは、本人や家族の希望を十分尊重しながら、介護支援専門員（ケアマネジャー）が介護サービス計画（ケアプラン）を作成します。

7、利用者の負担額は？（利用料金）

各種の介護サービスを利用した場合、利用者はサービス費用の1割を負担します。また、施設に入所している場合の食費負担は、医療保険制度と同様に利用者が負担することになっています。

介護支援専門員（ケアマネジャー）資格取得

平成12年度に開始する介護保険制度では、高齢者などの要介護の状態に応じて介護サービスが受けられます。その介護サービス計画（ケアプラン）を作成する「介護支援専門員（ケアマネジャー）」を国は多数養成することとしています（全国で約4万人）。このための介護支援専門員実務研修受講試験が次のとおり実施されます。

- 試験実施日 10月11日(日)
- 試験会場 高知市（ほかに安芸市、中村市を予定）
- 対象者 保健・医療・福祉分野で合計5年以上の実務経験を有する者
- 受験料 7,000円
- 実施主体 高知県

※なお、試験合格者には実務研修が行われ、介護サービス計画作成などに従事することになります。

※問い合わせは、福祉事務所高齢者福祉係 (088)65566) まで